

2021年2月1日

感染症法等の改正案に反対する

ハンセン病市民学会

政府は、この1月22日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）等の改正案を閣議決定して、国会に提出した。同感染症法改正案では、患者等が入院措置に応じない場合・入院先から逃げた場合の懲役刑・罰金刑、及び積極的疫学調査での虚偽答弁や調査拒否等をした場合の罰金刑の新設が盛り込まれている。

しかし、任意入院が、ヘルシンキ宣言以来、培われてきた、医療に関する国際人権法の基本原則であり、この原則がいかに大事であるかは、違憲判決が確定している国の誤ったハンセン病強制隔離政策の教訓からも明らかであろう。入院の受け皿となる病床が不足し、生活保障もない中での入院強制は、患者に治療ではなく、拘禁だけを強制するだけに等しい。合理性をまったく有しない。まして、罰則を付けることは、刑法の基本原則に反する。国・自治体が、刑罰によって「悪法」を国民、市民に押しつけることは、罪刑の適正性に反するからである。感染者にとって必要なことは、治療を受けられる病床の確保と生活保障であって、刑務所ではない。患者等の人権を不当に侵害するものであって、憲法違反と言わざるを得ない。

刑罰を科さなければならない合理的な理由は全く示されていない。入院拒否や逃亡事例等の実数やそれによる疫学的影響等の立法事実すら何ら明らかになっていない状況で拙速に浮上したものであり、議論・検討がほとんどなされていない。根拠となっているのは、漠然とした不安感でしかない。有事の際、人々は、ともすれば、不安感に駆られて、極端な行動に走り、かつての、「無らい県運動」のような人権侵害行為に走りがちである。政府のなすべきことは、これに法的根拠を与えることではなく、人々に対し、冷静で、合理的な行動をとるように呼び掛けることで

ある。今回の改正案は、その逆の措置といわなければならない。これでは、新型コロナウイルス対策を誤った方向に迫りやる危険性が高い。不安感に駆られた「世論」を立法の論拠にすり替えるようなことは現にあってはならない。

国の誤ったハンセン病強制隔離政策の下で、「人生被害」を被った元患者・家族の方々が、今回の改正の動きをどう受け止めているか。ショックは想像以上のものがある。我々の犠牲の上に導き出された教訓を、国は生かすどころか、足蹴にするのか。このような絶望感に迫りやる改正案に、私たち、ハンセン病市民学会は、元患者・家族の思いを共有しつつ、強く反対する。直ちに撤回することを求める。

以上